

	利用者区分	要件	登録に必要な書類	優先的に申込みができる施設
1	産業振興団体	区が定める「産業振興団体」として登録されている団体 (産業振興団体の登録申請先は練馬区経済課です。※1) 【研修室を団体本来の目的で使用する場合、使用料を5割減額します】	■練馬区立区民・産業プラザ予約システム利用者登録申請書 ■「練馬産業振興センター登録承認通知書」の写し(※1)	研修室・ホール
2	区内事業者	区内に、本店、支店、営業所、事業所など活動拠点の住所地在る事業者	■練馬区立区民・産業プラザ予約システム利用者登録申請書 ■事業者名と区内活動拠点の住所地在ることを確認できるものの写し	研修室・ホール
3	区民協働交流センター登録団体	区が定める「区民協働交流センター登録団体」として登録されている団体 (協働交流センター登録団体の登録申請先は練馬区地域振興課です。※2)	■練馬区立区民・産業プラザ予約システム利用者登録申請書 ■「区民協働交流センター登録承認通知書」の写し(※2)	多目的室・ホール
4	区内団体(10名以上)	団体の構成員が10名以上であり、構成員の半数以上が区内に在住、在勤、在学しているもの。	■練馬区立区民・産業プラザ予約システム利用者登録申請書 ■団体構成員名簿	ホール
5	区内その他	(1) 区内に在住、在勤、在学している個人。 (2) 団体の構成員が9名以下であり、構成員の半数以上が区内に在住、在勤、在学しているもの。	■練馬区立区民・産業プラザ予約システム利用者登録申請書 ■団体構成員名簿(2~9名での申請のみ) ※法人格を有する方の申請については、団体構成員名簿に代えて活動拠点の住所地在ることを確認できるものの写しが必要です。	なし
6	区外	1~5を除く全ての団体・個人	■練馬区立区民・産業プラザ予約システム利用者登録申請書 (利用日当日の利用受付手続の際、代表者または連絡者の身分証の提示をお願いする場合があります。)	なし